

資料  
23

## 公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて

平成 14 年 3 月 29 日  
閣 議 決 定

1. 最近の社会・経済情勢の進展を踏まえ、民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置付けるとともに、公益法人（民法第34条の規定により設立された法人）について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度について、関連制度（NPO、中間法人、公益信託、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直しを行う。
2. 上記見直しに当たっては、内閣官房を中心とした推進体制を整備し、関係府省及び民間有識者の協力の下、平成14年度中を目途に「公益法人制度等改革大綱（仮称）」を策定し、改革の基本的枠組み、スケジュール等を明らかにする。また、平成17年度末までを目途に、これを実施するための法制上の措置その他の必要な措置を講じる。

資料  
24

# 公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針

平成15年6月27日  
閣議決定資料  
24

## 1 改革の目的と検討の方向等

我が国においては、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている。しかし、画一的対応が重視される行政部門、収益を上げることが前提となる民間営利部門だけでは様々なニーズに十分に対応することがより困難な状況になっている。

これに対し、民間非営利部門はこのような制約が少なく、柔軟かつ機動的な活動を展開することが可能であるために、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供することができる。その結果として民間非営利活動は、社会に活力や安定をもたらすと考えられ、その促進は、21世紀の我が国の社会を活力に満ちた社会として維持していく上で極めて重要である。

また、民間非営利活動は、国民一人一人に職場や家庭とは異なる多様な活動の場を与えるため、個人の価値観が多様化した現代社会に対応するものである。個人の様々な価値観を受け止め得る民間非営利活動を促進することによって、個人の活動の選択肢が広がり自己実現の機会が増進するものと考えられる。

したがって、民間非営利活動を我が国の社会経済システムの中に積極的に位置付け、その活動を促進するための方策を講ずる必要がある。

公益法人（民法第34条に基づく社団・財団をいう。以下同じ。）は、我が国の社会経済において重要な位置を占めているこのような民間の非営利活動を担う代表的主体として歴史的に一定の大きな役割を果してきたている。

しかしながら、主務官庁の許可主義による我が国の公益法人制度は、明治29年の民法制定以来、100余年にわたり抜本的な見直しは行われておらず、特別法による法人制度を除き、近年に至るまで、一般的な非営利法人制度がなかったため、時代の変化に対応した国民による非営利活動の妨げになってきたとの指摘がある。

特に、公益法人は、公益性の判断基準が不明確であり、営利法人類似の法人や共益的な法人が主務大臣の許可によって多数設立され、税制上の優遇措置や行政の委託、補助金、天下りの受け皿等について様々な批判、指摘を受けるに至っている。

こうした諸問題に対処し、更に21世紀の社会経済の一翼を担う民間非営利活動の発展を促進することが喫緊の課題となっていることから、次の方針をもって公益法人制度の抜本的改革に取り組むこととする。

## 2 新たな非営利法人

### （1）一般的な非営利法人制度の創設

現行の公益法人制度は法人格の取得と公益性の判断や税制上の優遇措置が一体となっているため、様々な問題が生じている。

このため、法人格を一定の優遇措置と分離し、公益性の有無に関わらず新たに非営利法人制度を創設する。

この非営利法人制度は、民間の非営利活動を促進するため、準則主義（登記）により簡便に設立

できるものとし、そのガバナンスについては、準則主義を採る現行の中間法人や営利法人を参考にしつつ、法制上の在り方を検討する。

なお、非営利法人制度の設計に当たっては、現行の公益法人制度の問題点を踏まえた検討を行い、現行の中間法人制度・NPO法人制度との法制上の関係を整理することとする。

#### (2) 非営利法人における公益性

公益性を有する場合の優遇措置の在り方については、特別法に基づく法人制度を含めた全体の体系の整合性に留意しながら引き続き検討する。その際、

- ① 公益性の客観的で明確な判断基準の法定化、独立した判断主体の在り方
  - ② ガバナンス、残余財産の在り方、情報開示、プライバシーの保護等
- を含め検討する。

### 3 新たな非営利法人に対する税制上の措置

法人は、普遍的な国民の納税義務の下で、一般的に納税義務が課せられており、公益性を有するなど一定の場合に税制上の優遇措置が講じられている。新たな非営利法人に対する税制上の取扱いについては、こうした考え方を踏まえつつ、非営利法人制度の更なる具体化にあわせて引き続き検討する。

### 4 移行等

現行の公益法人から制度改革後の非営利法人への移行については、公益法人が現に公益活動を営んでいることに配慮しつつ公平かつ合理的なシステムの下における円滑な移行措置の在り方について検討する。

また、財団については、今般の改革の趣旨を尊重しつつ、制度的課題も含め、その在り方を検討する。

### 5 今後のスケジュール等

有識者の協力を得つつ、関係府省との連携の下、内閣官房において上記の新たな非営利法人制度の検討を進め、平成16年末までを目途にさらに基本的枠組みを具体化した上で、所管省において税制上の措置に係る専門的検討を進めることとし、平成17年度末までに法制上の措置等を講ずることを目指す。

その間、新たな制度の検討状況を適時に公表する等、広く国民の理解を得つつ、円滑に改革を推進するよう努めるものとする。

**資料  
25**

**公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会の設置について**

平成15年8月1日  
関係省庁申合せ

資料  
25

- 「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成15年6月27日閣議決定）に基づき、改革の具体化に向けた検討を進めていくに当たり、関係府省の緊密な連携を図るため、公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

- 連絡協議会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長 内閣官房副長官補

副議長 内閣官房内閣審議官（公益法人制度改革推進総括整理担当）

構成員 内閣官房内閣審議官（公益法人制度改革推進担当）

総務省大臣官房長

自治税務局長

法務省民事局長

財務省主税局長

- 連絡協議会に幹事を置く。幹事は、関係府省の職員で議長の指名する官職にある者とする。

- 連絡協議会の庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房において処理する。

- 前各項に掲げるもののほか連絡協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

**公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会幹事**

内閣官房内閣審議官（公益法人制度改革推進担当）

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

内閣官房内閣参事官（公益法人制度改革推進担当）

総務省大臣官房管理室長

自治税務局都道府県税課長

法務省民事局参事官

財務省主税局税制第二課長

# 資料 26

## 公益法人制度改革に関する有識者会議の開催について

資料  
26

### 1 趣旨

「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成15年6月27日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、具体的な検討を進めていくに当たり、その参考に資するため、有識者の参集を求め、「公益法人制度改革に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催する。

### 2 検討課題

会議は、基本方針を踏まえ、公益法人制度の抜本的改革について、検討を行い、具体的な提案を行う。

### 3 構成及び運営

- (1) 会議は、法人制度等に関する有識者の参集を求め、行政改革担当大臣の下に開催する。
- (2) 会議に、公益法人の運営実務等に関する専門的事項について意見を求めるため必要があるときは、公益法人関係の有識者等の参集を求めることができる。
- (3) 会議は、必要に応じ、学識経験者等の出席を求め、意見を聴取することができる。
- (4) 会議の下に、新たな非営利法人制度について、専門的観点から検討を行うため、非営利法人ワーキング・グループを開催する。

### 4 庶務

会議の庶務は、内閣官房（公益法人制度改革推進担当）において処理する。

### 公益法人制度改革に関する有識者会議メンバー

(座長) 福原義春	(株) 資生堂名誉会長
(座長代理) 能見善久	東京大学教授（民法）
* 石川睦夫	(財) 住友財団専務理事・事務局長
岩原紳作	東京大学教授（商法）
宇賀克也	東京大学教授（行政法）
* 勝又英子	(財) 日本国際交流センター常務理事・事務局長
加藤秀樹	構想日本代表
金子宏	東京大学名誉教授（租税法）
河野光雄	内外情報研究会会长・経済評論家
関幸子	(株) まちづくり三鷹事業部プロジェクトグループマネジャー
* 田中清	(社) 日本経済団体連合会常務理事
田中弥生	東京大学助教授（非営利組織論）
* 東ヶ崎邦夫	(社) 日本アイソトープ協会総務部長
中田裕康	一橋大学教授（民法）

(注) \*印は、公益法人関係の有識者

### 非営利法人ワーキング・グループ メンバー

- (座長) ※ 能見 善久 東京大学教授（民法）  
※ 岩原 紳作 東京大学教授（商法）  
植垣 勝裕 法務省民事局参事官  
※ 金子 宏 東京大学名誉教授（租税法）  
※ 中田 裕康 一橋大学教授（民法）  
山田 誠一 神戸大学教授（民法）  
山野目 章夫 早稲田大学教授（民法）

(注) ※印は、有識者会議（親会議）兼任

**資料  
27****公益法人制度改革関連3法案に対する附帯決議****<平成18年4月19日 衆議院・行政改革に関する特別委員会附帯決議>**

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

行政改革を進める上で、「民間が担う公益」の重要性がますます増大し、その担い手である非営利法人の役割が今後の我が国の社会を活力あるものとするには不可欠であることから、政府は、公益法人制度改革関連三法の施行に当たっては、次の諸点について十分配慮し適切な措置を講ずること。

- 一 本法の立法趣旨や各条項の解釈について、現在、社会の各所で公益活動に従事している公益法人等の関係者を中心に十分周知徹底すること。
- 一 公益性の認定を行う公益認定等委員会の運営に関しては、その重要性にかんがみ、中立性・独立性に配慮するとともに、専門的知見に基づく判断を可能とするよう、その構成等に万全を期すること。また、事務局については、委員会を適切に補佐し、認定の審査及び事後の監督に遗漏なきよう、その体制の整備に努めること。ただし、主務官庁による許可主義を廃止した今回の改正の趣旨にかんがみ、公益性の認定に際してはその影響力の排除に留意すること。  
なお、現行の公益法人が新制度下で公益法人に移行するに際して、これまでの活動実績を積極的に評価するなどの配慮を行うこと。
- 一 本法に定める政令及び府省令の制定に際しては、本委員会における審議及び公益法人等の関係者を含め広く国民からの十分な意見聴取を踏まえ、上記の立法趣旨に適合するよう、適切に定めること。
- 一 一般社団法人及び一般財団法人に対する法人所得課税のあり方に関して、当該制度に包含される法人の性格の多様性に配慮した適切な税制の導入を検討するとともに、公益社団法人及び公益財団法人に対する法人所得課税及び寄附金にかかる税制に関して、適正な規律の下、民間の担う公益活動の促進及び寄附文化醸成を図る観点から、新たな制度における第三者機関による統一的な公益認定を受けた法人について、適切な税制上の措置を講ずること。
- 一 この法律の状況に変化が生じたときは、広く国民の意見を聴き、直ちに見直しを行うこと。

## &lt;平成18年5月25日 参議院・行政改革に関する特別委員会附帯決議&gt;

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

行政改革を進める上で、「民間が担う公益」の重要性がますます増大することを踏まえ、政府は、公益法人制度改革関連三法の施行に当たっては、その健全な発展を促進するという今回の改革の趣旨を十分踏まえるとともに、次の事項に留意し、適切な措置を講ずること。

一、本法の立法趣旨や新制度の内容について、公益法人の関係者等を中心に周知徹底するため、必要な措置を講ずること。

二、公益認定等委員会に関しては、中立性・独立性に配意するとともに、専門的知見に基づく判断を可能とするよう、その構成等に万全を期すること。また、事務局については、委員会を適切に補佐し、認定の審査及び事後の監督に遺漏なきよう、その体制の整備に努め、事務局長等の人事については委員会と相談して対応すること。主務官庁による許可主義を廃止した今回の制度改革の趣旨にかんがみ、公益認定におけるその影響力の排除に留意すること。

三、公益認定の制度を統一的で透明性の高いものとするために、都道府県に対して情報提供等を行い、全国を通じて適切な公益認定が行われるようにすること。なお、現行の公益法人が新制度下で公益法人に移行するに際しては、これまでの活動実績を適切に評価するなどの配慮を行うこと。

四、制度の運用に当たっては、積極的な情報公開による法人の自己規律の向上の意義を踏まえるとともに、公益社団法人の社員名簿の閲覧等については、個人情報の保護が十分になされるような運用を行うこと。

五、本法に基づく政令及び府省令については、本委員会における審議を踏まえ、また、公益法人等の関係者を含め広く国民から意見を聴取して、立法趣旨に適合するよう適切に制定すること。

六、新制度の施行に伴う税制については、現行の公益法人が新制度に移行するに際して、十分な時間的余裕をもって判断できるよう、早急に検討を行い、施行までに必要な措置を講ずること。

その際、一般社団法人及び一般財団法人に対する法人所得課税の在り方に関しては、共益的性格の法人の会費の扱いなど、当該制度に包含される法人の多様性に配慮した適切な税制の導入を検討すること。また、公益社団法人及び公益財団法人に対する法人所得課税及び寄附金に係る税制に関しては、適正な規律の下、民間の担う公益活動の促進及び寄附文化の醸成を図る観点から、適切な税制上の措置を講ずること。

七、新制度への移行に際して混乱を生じないよう配慮しつつ、本法の施行の状況に変化が生じたときは、広く国民の意見を聴き、直ちに見直しを行うこと。